
市管理防犯灯の手引き

令和3年度版

南区役所 地域振興課
市民局 交通・地域安全課

目 次

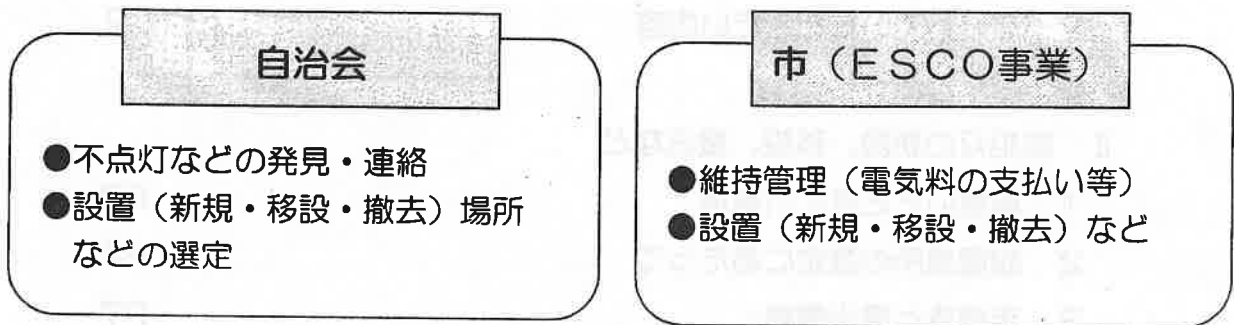
はじめに	P1
I 防犯灯の故障など	
1 連絡方法	P2
2 連絡していただきたい内容	P2
II 防犯灯の新設、移設、撤去など	
1 留意いただきたい事項	P3
2 設置場所の選定にあたって	P4
3 手続きと提出書類	P7
4 新設、移設、撤去などの工事費単価（ポイント）	P8

はじめに

市内に設置されている防犯灯は、平成28年度から、ESCO（エスコ）事業（注1）を活用し、一斉にLED化を行い、市が電気料金の支払いなどの維持管理や新たな防犯灯の設置などを行っています。（注2）

自治会は新たな防犯灯の設置場所の選定、日常的な見回り活動を行い不点灯や故障などがないことの確認、発見した場合の連絡などを行っています。

（イメージ図）



（注1）ESCO事業（エスコ事業）

エネルギー・サービス・カンパニーの略で、施設や設備の省エネルギー改修を行い、改修による光熱費等の削減分により、改修費用を賄う事業のことです。

本市では、平成28年度に自治会の管理負担と市の財政負担の軽減を図るとともに、省エネルギー化により環境負荷の低減を図るため、ESCO事業を活用し、自治会が管理していた市内の防犯灯約40,000灯を市管理とし、一斉にLED化を行いました。

（注2）自治会等管理の防犯灯について（対象自治会のみ）

一部の自治会においては、電気料金の契約方法等によりESCO事業へ移行できなかったため、現在も自治会や集合住宅の管理組合等が防犯灯の電気料金の支払いや修繕等の維持管理を行っています。

維持管理費や設置等（再設・移設・撤去）に要する経費については、市の補助制度がご利用いただける場合があります。

問い合わせ：各地区自治会連合会事務局又は区役所地域振興課

I 防犯灯の故障など

1 連絡方法

市管理防犯灯の不点灯などの不具合を発見した場合は、防犯灯コールセンターに連絡をお願いします。市（ESCO事業者）が修繕を行います（※枝葉の剪定に関することは除く）。

また、防犯灯コールセンターへの連絡は、基本的に自治会の防犯灯担当者を想定していますが、発見者が直接連絡することも可能です。

防犯灯コールセンター

【相模原電気工事組合 住宅電気工事センター内】

電話：042-756-2971

FAX：042-756-0950

<受付時間など>

午前9時～午後5時（電話の場合）

※緊急対応が必要な場合は、上記時間以外（土日祝日含む）も対応します。

※FAXの場合は、【様式集】P10「防犯灯修繕等依頼連絡票」をご利用ください。

2 連絡していただきたい内容

- (1) 防犯灯管理番号（*防犯灯に取り付けてある『管理プレートの番号（5桁）』）
 - ※ 管理番号が分からない場合は、所在地、電柱番号、目標物などの防犯灯が特定できる情報をお伝えください。
 - ※ 管理プレートがない防犯灯は市管理ではありませんので、修繕等の対応はできません。
- (2) 防犯灯の状況（例）不点灯、破損など
- (3) 連絡者の氏名、連絡先、（自治会名）
 - ※ 確認のため施工業者などから問い合わせする場合に使用します。

<防犯灯管理プレート>

- ① イメージ・大きさ（黄色地に黒文字）



8cm×15cm

数字 5桁



- ② 取付位置

取付バンドに取り付けられています。



II 防犯灯の新設、移設、撤去など

防犯灯の新設や移設、撤去等は、自治会の依頼に基づき、市が一括して工事を発注し、ESCO 事業者が工事を行い、市が設置後の維持管理を行います。

毎年度各地区自治会連合会単位に予算枠（ポイント）を提示しますので、8ページの工事費単価を基に、配分された予算枠（ポイント）内でより効果的な設置場所の選定などをお願いいたします。

1 留意いただきたい事項

- (1) 予算枠（ポイント）は、各地区自治会連合会単位に配分しますので、設置灯数などは各地区自治会連合会内での調整が必要になる場合があります。
- (2) 不点灯などの故障、台風等の自然災害などで破損した場合は、各地区自治会連合会に配分する予算枠（ポイント）とは別に対応しますので、随時、防犯灯コールセンターにご連絡ください。
- (3) 原則として、電柱（東電柱又はNTT柱）に共架する形での設置場所の選定をお願いします。

※やむを得ず私有地に独立柱を設置する場合は、自治会で土地所有者や管理者の承諾を得てください（【様式集】P8「土地使用承諾書」）。また、独立柱の設置場所によっては、中継柱が必要になります。

※南区の新磯野、新磯、磯部、新戸、相武台、相武台団地の区域（電話番号の市外局番が「046」）で、私有地に建つNTT柱に設置する場合には、土地所有者の同意が必要になりますので、【様式集】P9「私有地等線条添架使用同意書」（NTT申請様式）で、土地所有者の同意を得てください。

- (4) 道路や河川沿いの通路、公園など、公共施設内に防犯灯を設置する場合は、各施設管理者との協議や許可が必要になります。

★協議の結果によっては、設置できない場合や手続きなどに時間を要する場合がありますので、必ず申請前に各地区自治会連合会事務局又は区役所地域振興課にご相談の上、申請するようお願いいたします。

★設置の許可申請は市が行いますので、写真や地図などで、できるだけ具体的な設置場所の指示をお願いします。

2 設置場所の選定にあたって

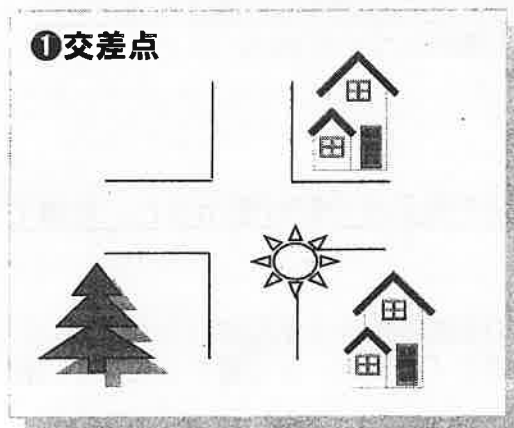
ひったくりや痴漢などの犯罪が発生した場所、周りの照明灯もなく暗い場所、一人歩きが危険そうな場所など、日頃から地域の危険箇所の調査などやパトロールを行い、地域の危険な場所の把握を行っていただき、より防犯効果を高める場所の選定をお願いします。選定にあたっては、住環境や農作物などに影響を与えないよう、灯具の明るさや取付箇所など、地域で十分調整の上でお願いします。

設置場所の選定にあたり、留意していただく事項や効果的な設置方法等を次のとおりまとめましたので、ご確認ください。

(1) 設置場所

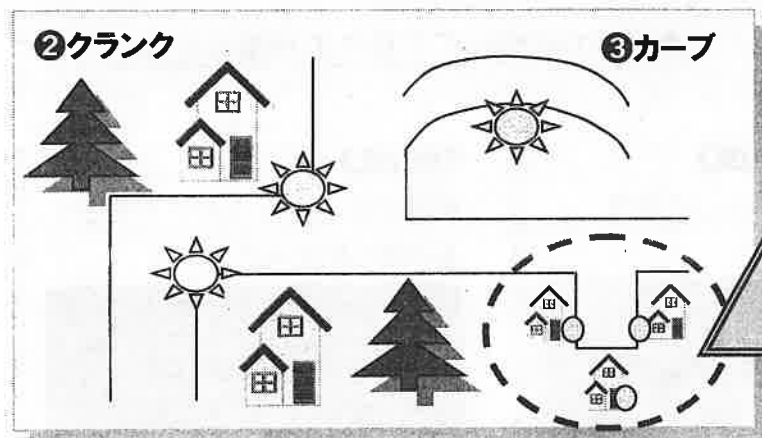
一般の方が誰でも通行できる道路や通路を照らす場所に設置してください。集合住宅の敷地内など、特定の方しか通行できないような場所への設置はできません。

★このような場所への設置が効果的です★



《①》交差点に設置することで、交差する道路の両方を照らすことができ、交差点の交通事故防止にも効果があります。

《②・③》クランクやカーブした道路には、道路内側の頂点部分への設置が効果的です。



ポイントを有効活用するためには、より防犯効果を高める場所の選定が大切です。例えば、突っ込み道路や袋小路など設置効果が薄いと思われる場所への設置は再考しましょう。

代わりに、地域の人々が連携し、夜間、各家庭の玄関や門灯などを点灯することにより、まち全体を明るくすることで犯罪の発生しにくい環境をつくることも有効です。

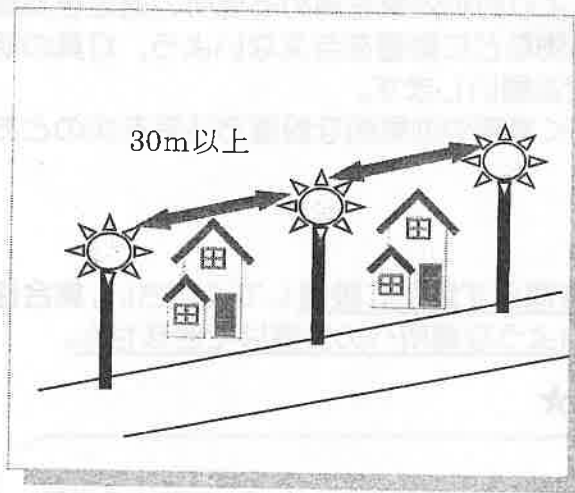
設置のポイント！ ～設置前に検討しておきましょう～

◎樹木などがある場所では、枝葉によって照明の範囲が狭まるだけでなく、自動点滅器の影となり、昼間でも消灯しない場合がありますので、こうした場所は避ける必要があります。また、設置した防犯灯に市が所有しない樹木から枝葉等が伸びた場合は、市では剪定できません。

◎極端に明るさのムラがあると、逆に周囲の状況が見えにくくなりますので、できるだけ均一の明るさになるように設置することが必要です。

(2) 設置の間隔

設置間隔は、概ね30メートル以上（東京電力柱間隔）として、既存の道路照明灯など他の照明灯と照明範囲が重複しないような場所を選定してください。



《気をつけましょう》

人家がなく、夜間の人通りが少ない道路などに防犯灯を設置した場合であっても、こうした場所は非常に危険ですので、一人での夜間の通行等はできるだけ控えるよう地域の方へ周知しましょう。

《灯具のポイント》

明るさを求め、より防犯効果を高める必要がある場所には“9VA”を、暗がり無くすることが目的の場合には“7VA”を選択してください。

(3) 照射箇所・向き

住環境や農作物などに影響を与えないよう、灯具の明るさや取付箇所など、地域で十分調整の上、設置場所を選定してください。

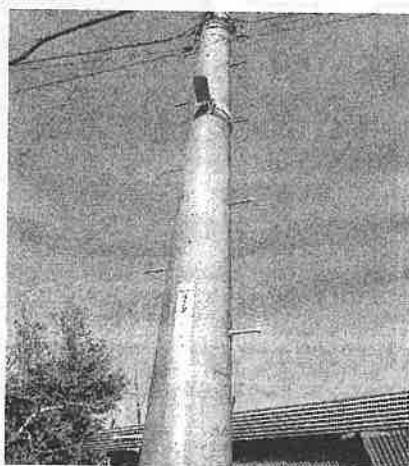
(注) 防犯灯の光が農作物に当たると、育成障害などの悪影響を与える光害（ひかりがい）が発生することがあります。特定方向に漏れる光を遮る「遮光板」を設置することで光害を防止できる場合もあります（別途ポイント必要）。

(4) 設置方法等

設置は、通行の支障とならないよう東京電力柱やNTT柱への共架式を原則としてください。

《共架(きょうが)式》

電柱などに取り付ける方式



《独立式》

照明器具と専用のポールなどをあわせて設置する方式



やむを得ず私有地に独立柱を設置する場合は、自治会で土地所有者や管理者の承諾を得てください。また、独立柱の設置場所によっては、中継柱が必要になります。

- (例)・独立柱の間隔が概ね 25m 以上になる場合
- ・架線が私有地の上空を通過する場合 など

以下のような場合でも、防犯灯を設置することはできませんので、ご注意ください!

●住宅や事業所など、既に電気が引き込まれている敷地には、原則、現在の契約者以外が新たな電気の契約を行うことはできません。

- (例)・建物などに電気を引き込むための支柱（1号柱など）への設置
- ・既に電気契約がある住宅や事業所などの敷地への独立柱の設置
- ・防犯カメラなどが設置されている支柱（NTT柱を含む）への設置など

●防犯灯の設置が許可されない場合

- (例)・ひばり放送の支柱への設置
- ・道路占用許可基準に適合しない場合
歩道がない幅員5.5m未満の市道への独立柱の設置 など
- ※許可基準を満たしている場合でも私有地への設置が優先されるため、まずは自治会で土地所有者や管理者の承諾を得てください。
- ・その他、土地所有者や管理者が許可しない場合

詳しくは、各地区自治会連合会事務局又は区役所地域振興課までお問い合わせください。

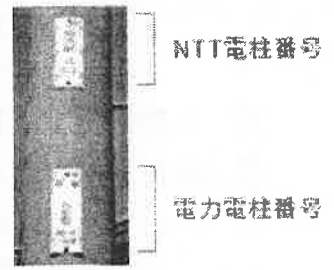
【東京電力柱とNTT柱の見分け方】

電柱の所有者は様々ですが、その多くは東京電力かNTTの電柱です。東京電力柱やNTT柱には、以下のような番号札が設置されています。また、東京電力とNTTが共用する電柱には、両方の番号札が上下に設置されていますが、下にある番号札が所有者となります。

東京電力の番号札
「中央21」のように〇〇の△△番と表示(*手書きが多い)



NTTの番号札
〇〇支、〇〇幹 △△番と表示(*NTTのロゴあり)

*上記の場合は東電が所有者

3 手続きと提出書類

(1) 手続きの流れと提出期限

自治会 ⇒ 各地区自治会連合会事務局 ⇒ 区役所地域振興課

- ・提出先 各地区自治会連合会事務局

(地区連単位に取りまとめて区役所地域振興課に提出します。)

- ・提出期限及び工事期間の目安

自治会から各地区自治会連合会事務局への提出期限は、各地区自治会連合会事務局の指示に従ってください。

区役所地域振興課が書類を受領してから、概ね2～3か月後に工事を行います。

※道路占用許可申請やNTT添架申請などの手続きが必要な場合や設置箇所の調整が必要な場合など、期間に工事できない場合があります。

※工事手続きの関係上、防犯灯が設置されてから実際に点灯するまで期間を要する場合があります。

※個別の工事進捗状況については、原則としてお答えできません。

(2) 提出書類

- ① 防犯灯設置等内訳書(第2号様式) ⇒ 【様式集】P2

ア 自治会長、防犯灯の担当者の氏名と連絡先(自宅・携帯)

※提出書類の内容や独立柱の設置箇所の確認の際などにご連絡させていただく場合があります。

イ 新設、移設、撤去等の灯数及び工事費

- ② 防犯灯新設・移設・撤去等箇所一覧表(第3号様式) ⇒ 【様式集】P4

※新設、移設、撤去などする防犯灯につき、1灯ごとに記載してください。

(電柱番号の記載も必ずお願いします。電柱の番号札が読み取れない場合等は、「読み取り不可」等と記載してください。)

- ③ 防犯灯新設・移設・撤去等箇所位置図(第4号様式) ⇒ 【様式集】P6

※独立柱を設置する場合、設置を希望する場所の写真も併せて提出してください。

(独立柱等の設置箇所が判別できない資料が散見されております。設置箇所を判別できる資料の作成をお願いします。)

- ④ 土地使用承諾書(私有地に独立柱を設置する場合) ⇒ 【様式集】P8

- ⑤ 私有地等線条添架使用同意書(南区の一部のみ) ⇒ 【様式集】P9

※南区の新磯野、新磯、磯部、新戸、相武台、相武台団地の区域(電話番号の市外局番が「046」)で、私有地に建つNTT柱に共架する場合に、NTTへの添架申請に必要な書類となりますので、土地所有者の同意を得てください。

4 新設、移設、撤去などの工事費単価（ポイント）

(1灯あたり)

工事区分		灯具種別	ポイント
新 設	電柱共架	7VA	30
		9VA	35
	独立式	7VA	100
		9VA	105
	中継柱	—	70
移 設	電柱共架 ⇒ 電柱共架	7VA	25
		9VA	
	電柱共架 ⇒ 独立式	7VA	95
		9VA	
	独立式 ⇒ 電柱共架	7VA	45
		9VA	
	独立式 ⇒ 独立式	7VA	110
		9VA	
撤 去	電柱共架	7VA	10
		9VA	
	独立式	7VA	20
		9VA	
そ の 他	向き・高さ調整	—	15
	角度調整	—	20
	遮光板設置(7VA・9VAのみ)	—	20

※ 新設とは、今まで無かった場所に新しく防犯灯を設置することをいいます。

※ 移設とは、既存の灯具を他の電柱等に付け替えることをいいます。

※ この表に記載されていない工事を行う場合には別途ポイントが必要になりますので、区役所地域振興課までご相談ください。

豆知識【防犯灯の“VA(ボルトアンペア)”について】

市が設置するLED防犯灯には“7VA”と“9VA”のタイプがありますが、一般的に、照度が40Wまでの蛍光灯がLEDの7VAに相当し、100Wまでの蛍光灯がLEDの9VAに相当します。電力会社との契約では7VAと9VAがともに10Wまでの区分となるため、蛍光灯と比較して消費電力が削減され、省エネに大きく貢献しています。

